

環境基本計画についてお知らせ！

Vol. 3

前回に引き続き、今回は、重点プロジェクトの内、③大地エコプロジェクトと④暮らしエコプロジェクトを紹介します。

重点プロジェクト3

大地エコプロジェクト

本市の魅力のひとつである農畜産業は大地の恵みを活かして成り立っている産業です。今後も誇れる本市の基幹産業として、子ども達に食と農を受け継いでいくことをめざします。そのために、農畜産業の発展、遊休農地の活用、地域が参加した農地の保全等を考えていくことが必要です。このような畜産農業に関連する取組を『**大地エコプロジェクト**』としました。

●市民・事業者・市の取組・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・（ ）内は、関係者

①農畜産業の発展

- 農業地域であることに誇りを持って生活します。(市民、事業者、市)
- 道の駅、給食センター、学校給食から地産地消を推進します。(市民、事業者、市)
- 環境とのバランスを考えながら、ブランド化を図ります。(事業者、市)
- 畑地かんがいを利用した農業を推進します。(事業者、市)

②環境保全型農業の推進

- 減農薬、減化学肥料、環境に負荷をかけない土づくりに努めます。(事業者、市)
- 耕種農家へ施肥方法を指導します。(事業者、市)
- 土づくり、減農薬、減化学肥料に一体的に取り組む環境にやさしい農業実践者の育成を図ります。(事業者、市)
- 家畜排せつ物処理法の規制対象農家が設置する堆肥舎・尿溜槽に対して補助金を交付します。(事業者、市)
- 臭気等による周辺環境を考慮し、堆肥を田畑に放置せず、早期にすき込むことを指導します。(事業者、市)
- 農業用廃プラスチック類の適正処理を推進します。(事業者、市)

③堆肥活用の推進

- 環境保全型農業を推進し、本市由来の堆肥利用者を増やします。(市民、事業者、市)
- 公共施設の花壇で、本市由来の堆肥を積極的に利用します。(市民、事業者、市)
- 堆肥の使用方法を周知することで、本市由来の堆肥の消費促進を図ります。(市民、事業者、市)

④遊休農地

- 遊休農地への花の植栽を検討し、景観の保全に努めます。(事業者、市)

⑤参加・取組の推進

- 滞在型、体験型のグリーンツーリズムを推進します。(市民、事業者、市)
- 農地、農業用水等の資源や農地環境の良好な保全と質的向上を図ります。(市民、事業者、市)

代表的な指標と目標

- ・農畜産物のブランド数を、平成25年度までに5品目確立することをめざします。
- ・土壌診断件数を、年360件(平成20年度)から年500件(平成25年度)にすることをめざします。
- ・環境にやさしい農業に取り組むエコファーマーの登録者数を、168名(平成20年度)から平成25年度までに200名にすることをめざします。
- ・遊休農地の減少をめざします。
- ・水土里サークルへの参加者累計数を、15,200人(平成19年度、平成20年度の合計)から76,000人(平成28年度までの累計)にすることをめざします。



重点プロジェクト4

暮らしエコプロジェクト

環境問題への取り組み方として、「"Think globally, Act locally"（地球レベルで考え、足元から行動する）」ということが言われています。環境問題の解決のためには、グローバルな視点で考え、改善のために暮らしの中（足元）で実際に行動し、それを継続しなければなりません。このようなごみ、リサイクル等の暮らしに関連する取組を『暮らしエコプロジェクト』としました。

●市民・事業者・市の取組・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・（ ）内は、関係者

①不法投棄の撲滅

- 曾於市一斉美化活動を通じて、青少年の育成、モラルの向上をめざします。（市民、事業者、市）
- 関係者と連絡をとりながら、不法投棄防止用看板の設置やパトロールを強化します。（市民、事業者、市）
- 道路をきれいに保ち、ごみを捨てにくい環境にします。（市民、事業者、市）

②ごみの減少・リサイクルの推進

- ごみの分別を推進し、一般家庭から排出される可燃ごみの量を減らします。（市民、事業者、市）
- 子ども達にもものを大切にする気持ちを育みます。（市民、事業者、市）
- 買い物に行く際は、マイバッグを持参します。（市民、事業者、市）
- 衛生自治会と市が協力して、ごみ減量化及び循環型社会形成に向けて、各事業を展開します。（市民、事業者、市）
- 食用廃油回収事業を推進します。（市民、事業者、市）

③景観形成

- 曾於市景観条例の制定をめざします。（市）
- 本市のよい景観を保全します。（市民、事業者、市）
- 所有地及び管理地については、所有者及び管理者が適正な管理を行い、景観保全に努めます。（市民、事業者、市）

代表的な指標と目標

- ・不法投棄に関する苦情件数が、ゼロになるようめざします。
- ・曾於市一斉美化活動を継続します。
- ・市民一人当たりの可燃ごみ年間焼却量を、104kg（平成20年度）から100kg未満（平成31年度）にすることをめざします。
- ・曾於市景観条例を、平成23年度までに制定することをめざします。

※次回は、⑤清流エコプロジェクトと⑥森林エコプロジェクトを紹介します。